

あっせん状況について

平成21年3月
日本証券業協会

平成20年10月 から平成20年12月 までの間に、あっせん委員により終結した事案は 58件である。 同期間中の申立件数は、 81件であった。
当該終結事案件数のうち、和解件数は 40件、不調打ち切り件数は、 15件、取下げ件数は、 3件であった。
また、和解事案の内訳は【1. 勧誘に関する紛争】 28件、【2. 売買取引に関する紛争】が 8件、【3. 事務処理に関する紛争】が 2件、
【4. その他の紛争】が 2件となっている。 その内容は、次のとおりである。

(注) 以下の内容は、当協会のあっせん手続きの利用について判断していただく際の参考として、当事者のプライバシーにも配慮しつつ、和解事例の概要として作成したものです。なお、個々の和解の内容は、あくまでも、個別の紛争に関して、あっせん委員の立会いの下で当事者間で話し合いが行われた結果であり、それが先例として他の事案にも当てはまるという性格のものではないことにご留意いただく必要があります。

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	女性 61歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者から、1000万円の非課税特例措置を利用し売却できる最終日は25日であると誤った説明を受け、25日当日中、6,200円の指値で売注文を出したが売却できなかった。 しかし、正確には当該非課税特例を受けられるのは28日までであり、当初から正しい説明を聞いていれば、25日当時中の売り注文ではなく、28日までの継続注文としていたはずであったため、26日には同値で売却できたはずである。 したがって、6,200円と時価の差額及び売却に発生する税金相当額490万円の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が、申立人の主張する誤った説明を行ったことを認める。 しかし、担当者が正しい説明を行ったとしても、申立人の売却意思があったかについて確認できない。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、320万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者が正確な説明を行っていただければ、申立人は、28日までに売却注文を行っていたものと容易に推測される。 ・他方、申立人は現在まで本件株式を売却可能であったが売却しなかった。</p>
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	女性 53歳	債券	<p><申立人の主張> 担当者からEB債の中途解約、投資信託の購入について、それぞれ誤った説明を受けた。これにより被った損失223万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が債券の中途解約について誤った説明を行ったことは認めるものの、その他については認められない。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、124万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・本件EB債については、被申立人側も勧誘時の説明方法に不適切な部分があったことを認めているが、一方で申立人においても担当者から受け取ったリーフレット等を熟読し商品内容を確認していなかったという相応の過失がある。</p>
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	法人	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、外国債券購入の勧誘の際、元本欠損リスクがないといった誤解を与えるような説明を行った。 当該勧誘時の説明は誤ったものであったことから、5億4,757万円の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 不法行為の事実はない。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、説明義務等の法令違反について直ちに認めることはできないが、当事者双方に互譲を求めたところ、5,100万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	女性 60歳	株式	<p><申立人の主張> 申立人は、東証2部銘柄の新規公開時に公募に応じたが、その後、キャンセルを申し出た。 担当者は、キャンセルはできないとの虚偽の回答を行った。 原状回復をもとめ、49万円の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、申し込み締め切り時間が過ぎているため、キャンセルできない旨伝えたのであり、虚偽説明ではない。</p>	平成20年10月、あっせん委員は、被申立人の担当者の説明に不十分な点があり、申立人のキャンセルの意思表示にも不明確な点があったと認められるため、当事者双方に互譲を求め、双方が合意したことから、25万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	女性 53歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者は、投資信託の乗換え勧誘に際し、保有投資信託の売却に際して受渡日を誤って説明をされたため、当該投資信託の乗換えを行うことができなかった。 これによって生じた損失11万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張を認めることとし、あっせんでの解決を図ることとしたい。</p>	平成20年10月、あっせん委員は、被申立人の非によるものと認め、また、当事者双方が合意したことから、11万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者は、金利スワップ取引に関するリスク説明を十分行わなかった。 これにより被った損失1,167万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張する法的な説明義務違反に該当するという事実関係は認められないが、一定の負担を行うことについて用意がある。</p>	平成20年10月、あっせん委員は、当事者双方が合意したことから、372万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	男性 77歳	債券	<p><申立人の主張> 申立人は、高齢者であるうえ、脳梗塞による後遺症によって判断能力が著しく欠けており、担当者及び支店長も了承していた。 担当者は、当該債券に関する説明を一切行っていない。 支店長は、解約に応じる旨の一筆を行っている。 等により生じた損失12,000万円の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人は、商品説明に際し、商品内容に関する的を得た質問や発言を行っていることから判断能力に問題はないと判断している。 商品内容及び重要事項の説明及び各種リスクの存在についての再確認等を約1時間半にわたり行っている。 契約の解除については、前向きに対応できるよう努力する旨を伝えたものである。</p>	平成20年12月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、10,400万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・被申立人は一定の説明を行っていることが窺える。しかし、申立人が本件商品についての特性を理解することは容易ではなかった。 ・申立人には、法定代理人の同席や熟慮のための相当程度の時間をかけるべきであった。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、外国債券の勧誘に際し当該商品が有している潜在的リスクを理解しておらず、このため、説明もしなかった。 これにより被った損失50万米ドルについて損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人は、株式、外国債券などについて十分な知識を有する法人である。また、当該商品内容に係る資料を交付し、説明を十分に尽くしている。</p>	平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、22万米ドルを申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者は、本件債券の投資勧誘を行った際、説明義務違反を行ったとまではいえないものの、あっせんの趣旨に鑑み、当事者双方に互譲を求める。

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、外国債券の勧誘に際し、当該商品が有している潜在的リスクを理解しておらず、このため、説明もしなかった。 これにより被った損失100万米ドルについて損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人は、株式、外国債券などについて十分な知識を有する法人である。 また、当該商品内容に係る資料を交付し、説明を十分に尽くしている。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、45万米ドルを申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・担当者は、本件債券の投資勧誘を行った際、説明義務違反を行ったとまではいえないものの、本件債券が劣後債であり、レバレッジをかけて運用されていることから市場の急変により価格が下落する可能性があることを申立人に対して注意喚起するべきであったものと考えられる。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	女性 53歳	投信	<p><申立人の主張> 申立人が保有している投資信託の売却を依頼したところ、担当者は、テレフォンバンキングによる解約方法を案内した。当該方法での解約を試みたができなかった。後日、他の方法による解約方法があること、テレフォンバンキング未登録により、申立人の利用ができなかったことを知ったが、事前に教えてくれれば、解約依頼日に売却ができた。 担当者が十分な説明をしていたら得られたであろう逸失利益等50万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者がテレフォンバンキングでの売却を案内したのは事実である。しかし、申立人からの正式な解約注文を受けていない。また、申立人が行う賠償金額算定方法については受け入れられない。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、40万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・申立人が以前から解約を強く望んでいたが、担当者は、テレフォンバンキング以外の解約方法を説明することを怠ったことにより、申立人に対して「解約できない」との誤認を与えた可能性を否定できない。 ・一方申立人は、テレフォンバンキング以外の解約方法がないかを確認しなかったこと、取引支店に問合せをしなかったこと等の過失もあるものと解される。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 金利スワップ取引契約に関して、担当者は、同商品の商品内容、リスク及び解約するには解約清算金が発生することなどの説明を十分行わなかった。 これによって被った損失のうち解約精算金1,343万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、申立人に商品の内容については説明を十分行い、提案書に申立人の確認印等をうけているが、金利スワップ契約導入による経済効果等について説明が十分でなかった可能性は否定できない。</p>	<p>平成20年12月、あっせん委員は、次の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、1,343万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・担当者の金利スワップ契約のメリット、デメリット、特に経済的効果などの説明が十分にしていなかったことが推認され、説明義務違反があった可能性があるといわざるを得ない。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	男性 48歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者は、保有投資信託には、ロスカトルールがあることから損失が限定されると説明をしていた。 当該ロスカトルールが撤廃されたという重要事実を担当者は説明を行わなかった。 これにより被った損失5,350万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人は、投資知識、経験が豊富であり、当該投資信託のリスクを十分理解しているため、ロスカトルールが撤廃されたという事実のみで売却する要因とはならない。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから3,500万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・ロスカトルールの有無という事実は、申立人の投資判断の重要な要素であるものと認められる。 ・被申立人は、担当者が、ロスカトルール撤廃を申立人に知らせなかったことについての重要性を考慮する必要があるものと思われる。</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	女性 69歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者による保有投資信託から外国債券への乗換え勧誘に際し、保有投資信託の売却代金の範囲内で外国債券を買い付けることを条件とし、乗り換えることに同意した。 その後、担当者から唐突に乗換えるための買付代金300万円を要求されたが、当初の条件と異なるため、売上の取消しを求めた。それにもかかわらず、保有投資信託を売却されていたうえ、債券への乗換えに遅延がみられた。 これにより被った損失93万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人が主張するような事実はない。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、37万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・申立人は、当該投資信託がいつ売却されることになるか明確な認識がなかったにもかかわらず、担当者は、基準価額が値下がりしていること及び売却時期などを明確に説明していない。 ・一方、申立人は、担当者から乗換え対象債券の買付代金が不足している旨を知らされていたにもかかわらず保有投資信託の基準価額の状況等を確認した形跡がないものと思われることから一定の過失がある。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者は、金利スワップ取引契約に際し、当該商品の内容及び中途解約ができないなどの説明を十分行わなかった。 これによって被った損失833万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張するとおり、担当者の説明義務違反の可能性を否定することができないことから、あっせんにおける解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、579万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> 被申立人の説明義務違反の可能性が認められる。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 被申立人は、説明が不十分な状況で申立人に対して金利スワップ取引契約を締結させた。 当該金利スワップ取引契約により支払超過金利419万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人に対して、金利スワップ取引契約を強要した等の事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、210万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> 被申立人の勧誘方法に問題があると認められる。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	女性 61歳	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、地方債の募集申込みの勧誘の際、当該債券の募集期間及び募集申込みの取消しに関する説明を行わなかった。 当該申込みの取消しができなかったことにより被った損失28万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人は、初めての取引であったこと、募集期間締切日以降キャンセルができないことを説明していなかったこと、募集期間の提示を怠っていたことを考慮した結果、申立人の主張を認めあっせんでの解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、当事者双方が合意したことから、28万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者は、金利スワップ取引契約に関して、その十分な説明を行わなかった。これにより被った損失3,547万円の損害賠償及び当該契約解除を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が、当該金利スワップ取引契約に関する商品内容を十分説明していなかった可能性があることから、あっせんによる解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、当事者双方が合意したことから、1,264万円を申立人 に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・被申立人担当者に説明義務違反等の法的責任があるとま での事実関係は認められないものの、当該取引契約締結 の経済合理性に鑑みれば、担当者による過度の営業が行 われた側面が認められる。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者は、金利スワップ取引契約について十分な説明を行わず勧誘し、契約を締結させ た。被った損失2,523万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が商品内容の説明を十分しなかった可能性があり、あっせんの場で解決を図ること としたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、当事者双方が合意したことから、1,570万円を申立人 に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の勧誘方法に適切性を欠いた部分があるものと認 められる。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者は、金利スワップ契約の勧誘に際し、中途解約ができないこと、リスクなどの説明を 行わなかった。これにより被った損失615万円及び解約費用について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者の説明が不十分であった可能性は否定できないことから、あっせん手続による解決 を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、被申立人の担当者の 勧誘時に不適切な発言があった可能性があったと認められ るため、双方に互譲を求め、和解による解決を求めたところ、当事者双方が合意したことから、401万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者から金利スワップ取引契約の勧誘の際、商品内容等について十分な説明を行わな かった。これにより被った損失2,692万円及び解約清算金相当の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、申立人から、署名押印付きの確認書を受けていることから商品内容の説明を 行ったものと解されるが、担当者は、当該取引を行わなければ融資してもらえないなどの誤 解を解くための説明が不十分であった可能性は否定できない。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、事実関係について双方に争いがなく、当事者双方が 合意したことから、2,692万円を申立人に支払うことで【和解 成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の商品説明が十分ではなかった可能性が認められ る。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 担当者から金利スワップ取引契約の勧誘の際、商品内容等について十分な説明を行わな かった。これにより被った損失1,351万円及び解約清算金相当の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、申立人から、署名押印付きの確認書を受けていることから商品内容の説明を 行ったものと解されるが、担当者は、当該取引を行わなければ融資してもらえないなどの誤 解を解くための説明が不十分であった可能性は否定できない。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、事実関係について双方に争いがなく、当事者双方が 合意したことから、1,351万円を申立人に支払うことで【和解 成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の商品内容の説明が不十分であった可能性が認 められる。</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<p><申立人の主張> 金利スワップ契約の勧誘時において、担当者から当該商品内容、中途解約ができない等の説明を受けていない。 これにより被った損失12,393万円及び当該契約の解除を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 金利スワップ契約の勧誘時に、商品内容の説明を十分に行なっていなかったという可能性は否定できない。 よって、あっせん手続を通じて解決することとしたい。</p>	<p>平成20年12月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、当事者双方が合意したことから、6,390万円を申立人 に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・被申立人から申立人に対して経済合理性等に関する商品 説明が十分になされなかった可能性が認められる。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<p><申立人の主張> 外国債券を購入する際、当該商品に内包される大幅な価格下落リスクに関する説明がな かった。 投資元本である1億5百万円での買戻しを請求したい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張する大幅な価格下落リスクについて事前に予測することは不可能であったこ とから当該リスクに関するリスク説明義務はなかったものである。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、当事者双方が合意したことから、4,400万円を申立人 に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者が申立人に対して行った投資勧誘について説明義 務違反があったとまでは認められない。 ・あっせんの趣旨に鑑み、当事者双方に互譲を求める。</p>
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、外国債券の勧誘に際し、価格変動リスクが極めて大きいこともあり得るとい う説明を行わなかった。 これにより被った損失50万米ドルについて損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、申立人に対して、商品内容及び当該商品のリスクを説明し、申立人の署名押印 付きの確認書を受け入れている。</p>	<p>平成20年12月、あっせん委員は、次の見解を提示した うえ、当事者双方が合意したことから、22万米ドルを申立人に 支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者が申立人に対して行った投資勧誘について説明義 務違反があったとまでは認められない。 ・あっせんの趣旨に鑑み、当事者双方に互譲を求める。</p>
勧誘に関する 紛争 断定的判断の 提供	男性 70歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者は、投資信託購入の勧誘の際、1年未満の解約の場合しか元本欠損しないという断 定的判断の提供を受けた。 また、適合性判断にかかる顧客カードの投資目的、投資経験欄を担当者が記入していた。 これにより被った損失47万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張するような事実は認められないものの、申立人に対する適合性の判断にお いて不適切な点が認められれば、前向きにあっせんの場で解決していきたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示した うえ、当事者双方が合意したことから、38万円を申立人に支 払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・適合性の判断にかかる顧客カードの投資目的、投資経験 欄は、顧客からの意思表示、又は、顧客の意思確認をする ことで始めて機能するものであり、この点に関し落ち度が認 められる。</p>
勧誘に関する 紛争 断定的判断の 提供	女性 80歳	投信	<p><申立人の主張> 支店長及び担当者からの断定的判断の提供、強引な勧誘により購入させられた投資信託 の損失等500万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張の一部を認めるとともに、あっせんによる解決を図りたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、当事者双方が合意した ことから、285万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 適合性の原則	女性 88歳	株式	<p><申立人の主張> 申立人は88才の高齢者であり、取引時点において認知症の症状が出ていた可能性があり、少なくとも常時正常な判断が出来る状況にはなかった。 このような状況で、担当者が主導的に株式取引の回転売買を行い、約1年の取引で投下資本の86%の損害が発生した。 以上のような状況から、発生した損失1,489万円の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人は、申立人に正常な判断ができないような状況は確認できなかった。 申立人は、取引報告書、取引残高報告書に異議申立てを行っていないことから、自己の判断による適正な取引であると考える。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、900万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・適合性の原則については、当初の申立人の状態及び担当者と申立人との間でどのようなやりとりがあったのが不明なため、問題があったどうかは判断できない。 ・本件取引は、約1年間で、買付511回、売却558回と判例で過当性が認められた事例と比較しても多い。 ・担当者の営業連絡簿からは、申立人から取引を一任されていたことは認められない。 ・申立人は要介護3で、株式取引を頻繁に行うだけの証券知識、投資意向があることは認められなかった。 ・一方で、取引報告書等が交付されていたため、申立人には、それらを確認しなかった過失があるものと認められる。</p>
勧誘に関する 紛争 適合性の原則	男性 54歳	株式	<p><申立人の主張> 被申立人は、申立人の担保物件の流動性に比し過大な与信をしたこと、適切な情報提供がなかったこと、注文内容を未確認であったこと等により申立人に損害を与えた。 当該損失1億円の損害賠償をもとめたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張するような事実は認められない。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、500万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人の担当者は注文の受注に際して、説明不足等があり、被申立人には、担当者の管理監督に不十分な点などがあることが認められる。</p>
売買取引に関 する紛争 無断売買	男性 80歳	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、外国債券等の売却代金にて、申立人に無断で外国債券の買付けを行った。 被った損失66万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者があらかじめ申立人の同意を得ずに当該外国債券を買付けした事実を認める。 しかし、申立人請求金額のうち、申立人が既に出金した部分に係る請求については応じられない。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、当事者双方が合意したことから、24万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>
売買取引に関 する紛争 無断売買	男性 73歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者による株式の無断買付けにより被った損害462万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が申立人の事前の承諾を得ないまま株式の買付けを行ったことは事実である。 しかし、損害額の算定方法については、争う。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、当事者双方が合意したことから、201万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人の従業員が事前の承諾を得ないまま株式の買付けを行ったことを認めた。申立人が事後的に買付けを認めたと受け取れる部分もあることから、適正な損害額の算定と応分の負担割合について互譲を求め、解決を図るべきである。</p>
売買取引に関 する紛争 無断売買	女性 76歳	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、仕組債の勧誘時において、申立人が購入意思を表示していないにもかかわらず当該債券を購入した。 当該仕組債を売却したことによって発生した損失等75万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張を認めるとともに、あっせんによる解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、当事者双方が合意したことから、75万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
売買取引に関する紛争 無断売買	法人	株式	<p><申立人の主張> 担当者に売買取引の中止を指示したにもかかわらず、取引を中止しなかった。これによって被った損失330万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人に損失が発生していたため、担当者は何とか利益を取り戻してもらいたいという思いで、取引継続の提案をした。それに対して最終的な申立人の取引停止の申し出はなかったものと認識している。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、75万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人の担当者は、申立人から取引中止の申し出を受けたが、申立人の意思を十分配慮することがなかったものと認められる。</p>
売買取引に関する紛争 無断売買	女性 41歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者が行った無断売買により被った損失299万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者の無断売買は認めるものの、申立人は事後的に担当者の売買を認識できた部分もあり、適正な損害額の算定として合意できれば、本あっせんにおいて解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、次の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、127万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> 被申立人の担当者が申立人に事前の承諾を得ないまま売買を行ったことが認められる。一方で、申立人は、事後的に売買を認めたと受け取れる部分もある。</p>
売買取引に関する紛争 無断売買	男性 72歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者が行った無断売買により被った損失449万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者の無断売買は認めるものの、申立人は事後的に担当者の売買を認識できた部分もあり、適正な損害額の算定として合意できれば、本あっせんにおいて解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、次の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、191万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> 被申立人の担当者が申立人に事前の承諾を得ないまま売買を行ったことが認められる。一方で、申立人は、事後的に売買を認めたと受け取れる部分もある。</p>
売買取引に関する紛争 無断売買	女性 68歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者が行った無断売買により被った損失286万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者の無断売買は認めるものの、申立人は事後的に担当者の売買を認識できた部分もあり、適正な損害額の算定として合意できれば、本あっせんにおいて解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年11月、あっせん委員は、次の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、112万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> 被申立人の担当者が申立人に事前の承諾を得ないまま売買を行ったことが認められる。一方で、申立人は、事後的に売買を認めたと受け取れる部分もある。</p>
売買取引に関する紛争 無断売買	男性 64歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者は、申立人の承諾なしに、無断で株式の買付けを行っていた。被った損失130万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、買付けの意思を確認せずに売買結果の報告のみを行ったことを認める。しかし、申立人が異議を申し立ててきたのは、当該株式買付けの8か月後であったことから、あっせんの場で解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年12月、あっせん委員は、当事者双方に互譲を求めた結果、50万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
事務処理に関する紛争 事務処理ミス	法人	債券	<p><申立人の主張> 担当者は、個人向け国債を、組合である当方に対して勧誘を行った。 後日、組合は、当該商品を保有することができない旨の連絡があり、中途換金により被った損失5万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張を認めることとし、あっせん手続による解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、事実関係について双方に争いがなく、当事者双方が合意したことから、5万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>
事務処理に関する紛争 事務処理ミス	男性 60歳	株式	<p><申立人の主張> 被申立人により、株式売買の取引停止措置が講じられたため、株式売買の機会を逸した。 これにより被った逸失利益295万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張の一部は認めるが、申立人の行った発注事実が確認できない売買については認められない。</p>	<p>平成20年12月、あっせん委員は、以下の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、35万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人の取引停止対応には問題があり、一部取引については、申立人が、取引停止期間中に買付注文を入力しており、停止措置をとっていなければ、当該買付取引は成立していたと認められる。しかし、その他の取引については、停止措置を解除していたとしても取引は不成立であったと認められる。 ・申立人には、取引停止を知った時点で、被申立人に対し何ら問い合わせを行っていない過失があると判断される。</p>
その他の紛争 詐取・横領	女性 42歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者が、投資信託の買付け代金として詐取した66万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張を認め、あっせんでの解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、事実関係について双方に争いがなく、当事者双方が合意したことから、66万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p>
その他の紛争 詐取・横領	女性 83歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者に株式購入資金ということで、金銭を預託したところ、詐取されていた。 これにより被った損失329万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の事実を認め、前向きにあっせんでの解決を図ることとしたい。</p>	<p>平成20年10月、あっせん委員は、以下の見解を提示したうえ、当事者双方が合意したことから、297万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・事実関係について、双方に争いはない。しかし、申立人が担当者に対して金銭受領書の金額について何ら確認をとらずに署名押印したことに相応の過失があるものと認められる。</p>